

○一関工業高等専門学校における会計機関の事務の一部委任に関する規則

(平成22年6月9日制定)

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計機関の事務の一部委任に関する規則第2条及び第3条の規定に基づき、一関工業高等専門学校における会計機関の事務の一部を委任して処理させることができる者の職位及びその指定する事務の範囲について定めるものとする。

(契約担当役の事務の一部委任)

第2条 契約担当役がその事務の一部を委任して処理させることができる者の職位及び事務の範囲は、別表第1のとおりとする。

(出納命令役の事務の一部委任)

第3条 出納命令役がその事務の一部を委任して処理させることができる者の職位及び事務の範囲は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、平成22年6月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表第1 契約担当役の事務の一部委任

契約担当役の事務の一部を委任して処理させることができる者の職位	事務の範囲
総務課長	独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（機構規則第34号。以下「会計規則」という。）第34条第1項第四号に規定する基準額を超えない随意契約（以下「少額随契」という。）に係る予定価格調書及び契約決議書の決裁
総務課長補佐（財務担当）	少額随契のうち、予定価格が50万円未満であるものに係る契約決議書の決裁

別表第2 出納命令役の事務の一部委任

出納命令役の事務の一部を委任して処理させることができる者の職位	事務の範囲
総務課長補佐（財務担当）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少額随契に係る支出及び収入の調査決定等に係る決議書（以下「支払決議書等」という。）の決裁 2. 事前に出納命令役の承諾を得て金融機関における口座振替手続きが完了し、口座振替により支出金を支払うものに係る支払決議書の決裁 3. 旅費について、所定の手続きを経て旅行確認がなされ、支払うべきものに係る支払決議書の決裁 4. 謝金について、別に定める伺い書等により事務部長の承諾を得ているものに係る支払決議書の決裁 5. 契約書又は請書にしたがって支払うべきものに係る支払決議書の決裁 6. 契約決議書及び支払決議書等、その他事務部長の決議により生じた取引等について作成する会計規則第15条に規定する伝票（振替伝票をいう。）の決裁